

歳出比較分析表の見方

2. 各指標値について

※ 各数値は平成19年度地方財政状況調査（普通会計決算統計）によるものです。
（ラスパイレス指数を除く。）

(1) 経常収支比率

[計算式]

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$$

[用語の説明等]

当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われます。

この比率が低いほど、一般財源が臨時的な財政需要に対して余裕をもつことになり、財政構造に弾力性があるということになります。

※ 経常経費充当一般財源 : 人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に充当した一般財源。

※ 経常一般財源 : 毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されない収入。具体的には、地方税（都市計画税等を除く）、地方譲与税、普通交付税、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金並びに経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち用途の特定されないものをさします。

(2) 人件費分析

性質別分類上の人件費だけでなく、物件費に含まれる臨時職員の賃金や、補助費等に含まれる公営企業（法適）等に対する繰出金のうち人件費相当分など、人件費に準ずる費用も含めたトータルの実質的な人件費のベースで比較・分析を行うこととします。

(3) 公債費分析

公債費分析については、実質公債費比率の考え方に従い、性質別分類上の公債費に加え、公債費に準ずる経費も含めたベースで比較・分析を行うこととします。

(4) 普通建設事業費分析

具体的には、単独事業費分の内訳を含め、人口一人当たりの決算額について、過去5年間の時系列で類似団体の数値と比較を行うこととします。

3. 用語について

○ 一部事務組合

都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体をいいます。

○ 公営企業会計

公営企業会計には、病院事業や上水道事業などがあり、これらの会計には一般会計と同様の経理を行っているものと、地方公営企業法を適用し、民間企業と似た経理を行っているものがあります。

○ 法適用・法非適用

地方公営企業法の全部又は財務規定を適用し、経理事務を企業会計方式で行っている事業を法適用企業といいます。

また、地方公営企業法を適用していない事業で、経理事務を官庁会計方式で行っている事業を法非適用企業といいます。

○ 事業費支弁人件費

普通建設事業費、災害復旧事業費又は失業対策事業費に含めて支出される給与に係る経費。

普通建設事業等に従事した職員の労働は、当該建設事業等により完成した物件に一体化され、その効果は将来にわたって及ぶと考えられるので、これら建設事業等に従事した職員の給与は、投資的経費として把握するものとされている。

○ ラスパイレス指数

地方公務員（一般行政職）と国家公務員（行政職俸給表（一））の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、学歴別、経験年数別に比較し算出したもので、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。

なお、職員数の少ない団体では職員構成や経験年数階層の変動が大きく影響してくることもあります。平成19年度地方公務員給与実態調査（総務省自治行政局公務員部給与能率推進室）による数値です。

○ 債務負担行為

歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額に含まれているものを除く、予算で定められた将来にわたる地方公共団体の債務を負担する行為のことです。

○ 一時借入金

地方公共団体が、一会計年度内において、歳計現金が不足した場合に、その支払資金の不足を補うために借り入れる金銭のことです。一時的な収支の不均衡を解消するためのものであるから、当該年度中に償還しなければなりません。

○ 実質公債費比率

[計算式]

$$\frac{(A+B) - (C+D)}{E+F-D} \times 100 (\%)$$

※上記の算式による3年度間の平均

- A : 地方債の元利償還金（繰上償還金を除く。）
- B : 地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）
 - ①満期一括償還地方債に係る年度割元金償還金相当額
 - ②公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの繰出金
 - ③一部事務組合が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等
 - ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給等）
 - ⑤一時借入金利子
- C : 元利償還金又は準元利償還金に充てられた特定財源
- D : 地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額
- E : 標準財政規模
- F : 臨時財政対策債発行可能額

[用語の説明等]

地方債協議制度移行に伴い、起債制限比率に加えて地方債の許可制限に係る指標として規定されたものです。実質公債費比率が18%以上になると地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上では地域活性化事業等の単独事業に係る地方債の発行が制限され、35%以上になると、これらに加えて一部の一般公共事業債の発行についても制限されます。

○ 起債制限比率

[計算式]

$$\frac{(A+G) - (B+C+E+H)}{(D+F) - (C+E+H)} \times 100 (\%)$$

※上記の算式による3年度間の平均

- A : 一般会計に係る元利償還金（繰上償還金を除く）
- B : Aに充てられた特定財源
- C : 普通交付税の算定において、災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費（一部事務組合の地方債に係るものを除く。）
- D : 標準財政規模
- E : 普通交付税の算定において、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（一般会計に属する地方債に係るものに限り、一部事務組合の地方債に係るものを除く。）
- F : 臨時財政対策債発行可能額
- G : PFI事業における債務負担行為負担額、5省協定等における債務負担行為負担額
- H : 事業費補正により基準財政需要額に算入された債務負担行為額

[用語の説明等]

従来、地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されたものです。地方債協議制度移行により実質公債費比率が新たな指標として規定されました。